

平成26年度第4回「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議」会議結果（概要版）

【日時】平成26年10月21日（火） 15時00分～16時10分

【場所】WEST19（中央区大通西19丁目）2階 研修室A・B

【議事】次期推進計画の答申案について、前回示したのものからの修正点を説明。また、食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）の改正について、概要を説明。

【推進計画素案（修正版）について】

(1)	<p>・着々と先進的な札幌の食の安全のインフラを整える推進計画にまとまってきている。</p> <p>・写真や図表が入って視覚的に非常にわかりやすくなった反面、文字だけ読む人に対してもわかりやすいよう、短くてもよいから説明文を付け加えてほしい。（具体的には p. 21 の食まち事業について、p. 29 衛生管理のステップアップ）（加藤委員）</p> <p>⇒ いただいたご意見を参考に検討したい。</p>
(2)	<p>・食の安全・安心おもてなし推進事業は今年度から開始するとのことだが、どの程度進んでいるのか。実績値等はあるのか。（木寄委員）</p> <p>⇒ まだ検討の段階であり、関係部局と調整し、来年3月までに軌道に乗せたい。実績値も制度内容が確定したら整理したい。</p>

【食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）の一部改正について】

(1)	<p>・健康被害につながる恐れが否定できない苦情の保健所等への報告規定について、犯罪が起きると国が厳しい基準を定めて自治体等に通知を出し対応を求めるが、犯罪は不可抗力により発生するので、基準を厳しくしても防ぎようがないと思う。（梶原委員）</p> <p>⇒ 発端となった事件では、発生後、保健所への報告の遅れが初動対応の遅れにつながったため、今回の改正はその報告をもれなく行ってもらうことを目的に行われるものである。</p>
-----	--

【その他】

次回会議は1月に開催し、推進計画の最終案及び、平成27年度食品衛生監視指導計画について議題に挙げる旨、事務局から連絡。